

〈子ども・子育て支援交付金〉 令和8年度予算額 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

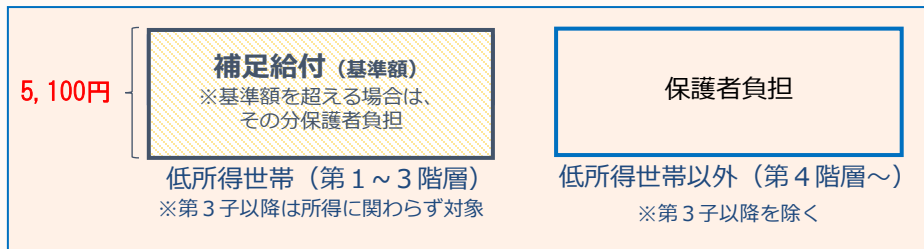
- 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

事業の概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費（副食材料費）

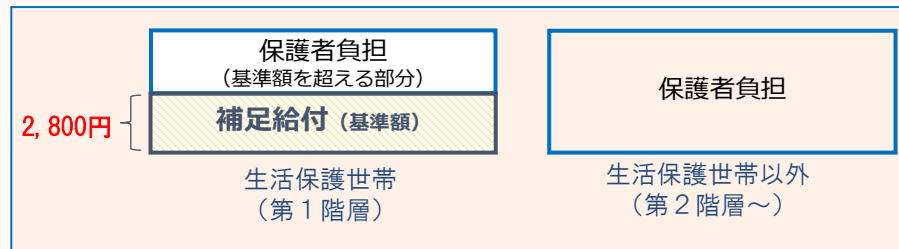
※新制度に移行していない園に限る



※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている
 ※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

②教材費・行事費等（給食費以外）

※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額(1人当たり月額)】

- ① 給食費（副食材料費）：5,100円
- ② 教材費・行事費等（給食費以外）：2,800円

【実績（令和5年度）】

- ① 給食費（副食材料費） 1号認定：6,133か所、62,918人
- ② 教材費・行事費等 1号認定：659か所、1,072人
- 2号認定：2,938か所、5,972人
- 3号認定：1,971か所、2,968人